四　機構債券の利率
五　機構債券の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　機構債券の発行の価額
八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十　応募額が機構債券の総額を超える場合の措置
十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（機構債券の引受け）

第十三条　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

（機構債券の成立の特則）

第十四条　機構債券の応募総額が機構債券の総額に達しないときでも機構債券を成立させる旨を機構債券申込証に記載したときは、その応募額をもって機構債券の総額とする。

（機構債券の払込み）

第十五条　機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第十六条　機構は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、第十二条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（機構債券原簿）

第十七条　機構は、機構債券を発行したときは、主たる事務所に機構債券の原簿（次項において「機構債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2　機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構債券の発行の年月日
二　機構債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、機構債券の数及び番号）
三　第十二条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
四　元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第十八条　機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

（機構債券の発行の認可）

第十九条　機構は、法第三十六条第四項又は第五項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　機構債券の発行を必要とする理由
二　第十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
三　機構債券の募集の方法
四　機構債券の発行に要する費用の概算額
五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする機構債券申込証
二　機構債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
三　機構債券の引受けの見込みを記載した書面

（不要財産に係る国庫納付等）

第二十条　法第四十三条において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第五項に規定する事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第三章の規定を準用する。この場合において、同章中「主務大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	は、通則法	は、国立健康危機管理研究機構法（以下「準用通則法」という。）第四十三条において準用する通則法	
第四条第二項	通則法	準用通則法	
第五条第一項	中期目標管理法人（通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の中期計画（通則法第三十四条第三項に規定する中期計画をいう。）において通則法第三十五条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）の中長期計画（通則法第三十五条の五第一項に規定する中長期計画をいう。）において同じ。）の中長期計画を定めた場合又は行政執行法人（通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）の事業計画（通則法第三十五条の十第一項に規定する事業計画をいう。）において同じ。）を定めた場合において通則法第三十五条の五第一項に規定する中期計画（通則法第三十四条第三項に規定する中期計画において同法第二十八条第二項第六号	
第六条第一項、第二項及び第四項	通則法	準用通則法	
第七条第一項	中期目標管理法人の中期計画においては通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画においては通則法第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画においては通則法第三十五条の十第三項第五号	国立健康危機管理研究機構法第三十四条第三項に規定する中期計画において同法第二十八条第二項第六号	
第八条、第九条第一項並びに第十条第一項及び第二項	通則法	準用通則法	